

令和3年第2回ニセコ町議会定例会 第4号

令和3年3月18日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 承認第 2号 議案の撤回について
- 4 議案第 1号 ニセコ町役場の位置に関する条例
- 5 議案第 2号 ニセコ町表彰条例の一部を改正する条例
- 6 議案第 3号 ニセコ町課設置条例等の一部を改正する条例
- 7 議案第 4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 8 議案第 5号 ニセコ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 9 議案第 6号 ニセコ町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 10 議案第 7号 ニセコ町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 11 議案第 8号 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 12 議案第 9号 ニセコ町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例
- 13 議案第10号 ニセコ町自転車の適切な利用を促進する条例
- 14 議案第11号 ニセコ町環境基本条例の一部を改正する条例
- 15 議案第12号 ニセコ町営住宅条例の一部を改正する条例
- 16 議案第13号 ニセコ町景観条例の一部を改正する条例
- 17 議案第14号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算
- 18 議案第15号 令和2年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算
- 19 議案第16号 令和3年度ニセコ町一般会計予算
(予算特別委員会報告)
- 20 議案第17号 令和3年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計予算
(予算特別委員会報告)
- 21 議案第18号 令和3年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計予算
(予算特別委員会報告)
- 22 議案第19号 令和3年度ニセコ町簡易水道事業特別会計予算
(予算特別委員会報告)
- 23 議案第20号 令和3年度ニセコ町公共下水道事業特別会計予算
(予算特別委員会報告)
- 24 議案第21号 令和3年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計予算

(予算特別委員会報告)

- 25 議案第22号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算
- 26 議案第23号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算
- 27 令和2年 日本政府に核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書案
発議第11号 (総務常任委員会報告)
- 28 発議第2号 ニセコ町議会会議規則の一部を改正する規則
- 29 議員派遣の件について
- 30 閉会中の継続調査の申し出について
(議会運営委員会)
- 31 閉会中の所管事務調査の申し出について
(総務・産業建設常任委員会)
- 32 閉会中の継続調査の申し出について
(産業建設常任委員会)

○出席議員(10名)

- | | |
|----------|----------|
| 1番 篠原正男 | 2番 木下裕三 |
| 3番 高瀬浩樹 | 4番 榊原龍弥 |
| 5番 斉藤うめ子 | 6番 浜本和彦 |
| 7番 小松弘幸 | 8番 高木直良 |
| 9番 青羽雄士 | 10番 猪狩一郎 |

○欠席議員(0名)

○出席説明員

- | | |
|------------|-------|
| 町長 | 片山健也 |
| 副町長 | 山本契太 |
| 会計管理者 | 加藤紀孝 |
| 総務課長 | 阿部信幸 |
| 防災専門官 | 青田康二郎 |
| 企画環境課参事 | 柏木邦子 |
| 税務課長 | 芳賀善範 |
| 町民生活課長 | 中村正人 |
| 保健福祉課長 | 桜井幸則 |
| 農政課長 | 中川博視 |
| 国営農地再編推進室長 | 石山智 |
| 建設課長 | 高瀬達矢 |

建設課	参事	黒	瀧	敏	雄
上下水道課	長	石	山	康	行
総務係	長	馬	淵		淳
財政係	長	島	崎	貴	義
教育	長	片	岡	辰	三
学校教育課	長	前	原	功	治
町民学習課	長	佐	藤	寛	樹
学校給食センター	長	富	永		匡
幼児センター	長	酒	井	葉	子
農業委員会事務局	長	山	口	丈	夫

○出席事務局職員

事務局	長	佐	竹	祐	子
書	記	佐	藤	秀	美

◎開議の宣告

- 議長（猪狩一郎君） ただいまの出席議員は10名です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において3番、高瀬浩樹君、4番、榊原龍弥君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 議長（猪狩一郎君） 日程第2、諸般の報告を行います。
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、阿部信幸君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課参事、柏木邦子君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、中村正人君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長、中川博視君、国営農地再編推進室長、石山智君、建設課長、高瀬達矢君、建設課参事、黒瀧敏雄君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、馬淵淳君、財政係長、島崎貴義君、教育長、片岡辰三君、学校教育課長、前原功治君、町民学習課長、佐藤寛樹君、学校給食センター長、富永匡君、幼児センター長、酒井葉子君、農業委員会事務局長、山口丈夫君、以上の諸君です。
ここで、昨日予算特別委員会は議了しましたが、その中で回答が保留になっていた案件の報告を行ってまいります。

芳賀税務課長。

- 税務課長（芳賀善範君） すみません。昨日コロナの減免の人数の関係、ご報告できませんでしたので、この場を借りてご説明させていただきたいと思います。
減免の該当世帯は26世帯でございます。減免の合計額は562万8,600円、これが現状でございます。
以上です。

- 議長（猪狩一郎君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第3 承認第2号

- 議長（猪狩一郎君） 日程第3、承認第2号 議案の撤回についての件を議題とします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
副町長、山本契太君。
○副町長（山本契太君） おはようございます。本日もよろしくお願いたします。
第2回ニセコ町議会定例会議案（追加）と書いた資料が2つあるかと思いますが、薄いほうの資料を見ていただきたいと思います。お開きいただきまして、2ページでございます。日程第3とな

ります。読み上げます。承認第2号 議案の撤回について。

令和3年(2021年)3月9日に提出した議案第2号ニセコ町表彰条例の一部を改正する条例については、撤回したいので、ニセコ町議会会議規則第19条第1項の規定により議会の承認を求める。

令和3年3月18日提出、ニセコ町長、片山健也。

下の撤回理由を御覧ください。ニセコ町表彰条例の一部を改正する条例について、改正内容及び改正時期の見直しが必要となったためとしております。このたびは、ニセコ町表彰条例の改正により特別功労者及び特別功労者の遺族に対して支給している年金について令和3年度を支給最終年度として、以後廃止するための条例改正を上程をさせていただきました。この改正案は、昨年11月にニセコ町表彰審議委員会での審議を行っておりますが、現状を鑑みますと表彰審議委員会のみならずご意見やご助言をいただき、いま一度熟度を上げて改めてご提案をさせていただくことが妥当であろうと、そのような判断に至ったことから、議案の撤回を申し上げるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(猪狩一郎君) お諮りします。

ただいま議題となっております承認第2号 議案の撤回については、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、承認第2号の議案の撤回については、これを承認することに決定しました。

◎日程第4 議案第1号

○議長(猪狩一郎君) 日程第4、議案第1号 ニセコ町役場の位置に関する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第1号 ニセコ町役場の位置に関する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第5 議案第2号

○議長(猪狩一郎君) 日程第5、議案第2号 ニセコ町表彰条例の一部を改正する条例の件は、先ほど議案の撤回の承認を行いましたので、次の案件に進みます。

◎日程第6 議案第3号

○議長(猪狩一郎君) 日程第6、議案第3号 ニセコ町課設置条例等の一部を改正する条例の質疑に入ります。質疑ありませんか。

小松議員。

○7番(小松弘幸君) この提案理由なのですが、来庁者等に対し分かりやすい名称とするためとなっておりますけれども、どうも理由としてはすっきりこないなという感じがしているのです。建設課のほうはずっと分かりやすいと思いますけれども、しかしながらSDGs未来都市計画や環境モデル都市などのまちづくりを推進するためにも建設課よりも都市建設課のほうがベストというのであれば理解できると思うのです。私は否定しませんが、町民や来庁者の皆さんが理解しやすいようコンセプトを含めて広報等で周知するべきだと思いますけれども、これについてお聞きしたいと思います。

○議長(猪狩一郎君) 片山町長。

○町長(片山健也君) 現在、提案理由でもご説明申し上げましたが、建設課自体に今都市計画の部分、あるいは景観条例も持っていて、私どもは建設課がずっと慣れ親しんでおりますので、建設課で全く違和感ないのですが、都会から来た皆さんとしては多分都市計画課とか普通に都市整備課とかある中で、建設課というと本当に建設に特化したものだというイメージが相当強いので、やっぱりこれからのニセコ町役場の広域的な展開を考えると、都市計画課、もしくは都市整備課というものが一番ベストかなと思います。ただ、そうすると建設行為自体がちょっと薄くなってしまいうので、担当のほうで十分職員同士が議論をして、その中で都市建設課、これが今のニセコ町の実態を表すのに一番いいのではないかという現場からの提案がありまして、それで都市建設課という名称に変えさせていただいたということでもあります。また、担当の内容につきましても広く皆さんに役割分担等周知してまいるように努力してまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長(猪狩一郎君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第3号 ニセコ町課設置条例等の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号

○議長(猪狩一郎君) 日程第7、議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第5号

○議長(猪狩一郎君) 日程第8、議案第5号 ニセコ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第5号 ニセコ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第6号

○議長(猪狩一郎君) 日程第9、議案第6号 ニセコ町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第6号 ニセコ町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第7号

○議長（猪狩一郎君） 日程第10、議案第7号 ニセコ町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第7号 ニセコ町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第8号

○議長（猪狩一郎君） 日程第11、議案第8号 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第8号 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第9号

○議長(猪狩一郎君) 日程第12、議案第9号 ニセコ町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

斉藤議員。

○5番(斉藤うめ子君) この条例の中の第10条のところなのですが、10条からのところですが、事業者が義務づける手続のところでは届出の対象というところがあるのですが、10キロワット以上の定格出力を持つ再生可能エネルギーの設備というところでは、ただし建物の屋根や屋上、壁面に設置するもの、家庭用のものを除くとありますが、例えばニセコ町内にこれからいろんなホテルや、家庭はここで分かるのですが、大小様々なエネルギーを自前でつくるために再生可能エネルギーの太陽光とか設置することがあると思うのですが、これその場合にこの建物の屋根、例えば大きいところでしたらホテルとか事業者も含めて分散することもあると思うのです。その場合にここにあるように建物の屋根とか、それから壁面とかというものはこの規定の対象外になるというふうに理解していいのか。その辺りちょっと説明していただこうと思っているのですが、また別なところに設置する場合はこの条例が適用されてくるかと思えますけれども、いろんなケースが出てくると思いますが、その辺のところをもう一度ちょっと説明していただきたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長(猪狩一郎君) 柏木参事。

○企画環境課参事(柏木邦子君) ただいまの斉藤議員のご質問にお答えをしたいと思います。

届出の対象につきましては、今回の条例ではなくて、条例の施行規則の中で規定をさせていただいているところでございまして、それにつきましては説明資料のほうで、定例会説明資料の2ページ目のほうにお示しをしているというところがございます。それで、今ホテル等の施設の上で自前で設置をするということもあるというようなお話ございましたけれども、規則のほうに今案ということで記載しておりますとおり、建物の屋根ですとか屋上、壁面設置のものにつきましては、今回の届出の対象外ということにしてございます。これにつきましては、当然一番心配されるのがいわ

ゆる野立てです。屋外。そういうことになってきますと、設置場所をかなり土地の造成をしたりだとか、場合によっては森林一部伐採するような形になってきたりだとか、そういったものにつきましてはやはり景観ですとか自然の周辺環境に影響を与える可能性もあるということで、屋外のものについてはここに規定のとおり10キロワット以上ということで見ておりますけれども、屋上、壁面、屋根置きについては対象外ということで線を引いております。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） すみません。再度ちょっと確認なのですけれども、例えば一つの事業、ホテルとかいろんなところがそのところに建てるものに関しては全く問題ないということで、それ以外のところの場合はもちろんこの条例に即したような、条例を守らなくてはいけないけれども、それ以外のところ、同じ例えばホテルの中でも自分の建物の一部は規定にははまらないということで、例えば今、これはニセコ、庁舎が建っているのですけれども、それにこれから太陽光発電とかいろんなことが設置されてくると思うのですけれども、それに対しては対象、物を除くというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 柏木参事。

○企画環境課参事（柏木邦子君） ただいまのご質問ですけれども、先ほども申し上げましたとおり、屋根置き、屋上設置、壁面設置のものは対象外ということになっております。野立てに関して、例えば最初に事業者が9キロワットの規模のものを造って、その隣接地にまた9キロワットのものを造るといったような場合も、これ施行規則のほうでも想定してまして、一体的に隣接して、そこは一体的な事業のエリアだということで確認されるものについては合計これ18キロワットということで、当然10キロワット超えてきますので、そういうようなものについては一団の設備ということで届出の対象になるという判断をしております。ただ、屋上設置、屋根置き等については届出の対象外ということになりますし、当然今新庁舎の屋上、将来的に太陽光パネルの設置ということも想定はしておりますけれども、これにつきましては当然屋外、屋根置きということなので、対象外という整理をしております。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第9号 ニセコ町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第10号

○議長(猪狩一郎君) 日程第13、議案第10号 ニセコ町自転車の適切な利用を促進する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第10号 ニセコ町自転車の適切な利用を促進する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第11号

○議長(猪狩一郎君) 日程第14、議案第11号 ニセコ町環境基本条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありますか。

高木議員。

○8番(高木直良君) 今回の改正につきまして私は基本的に賛成するものではありませんけれども、今回の改正の主目的が気候異常事態宣言、あるいは森林の利活用などに絞られていると思います。

ただ、私が感想といいますか、思いますのは、基本条例全体を通して再度見た場合に感じたことなのですけれども、近年特に大きな問題になってきておりますプラスチックごみの問題、あるいは環境全体を汚染する人工的な物質、人体に対してはアレルギーだとか、それから呼吸器疾患とか様々な害を及ぼすような人工物質がたくさんございます。そういったところに着目した環境基本条例の条文が私は若干、もう少しそれと分かる条文があるといいなと思ったところでもあります。今回の改正は、先ほど申し上げましたように、あるいは提案理由にございますように、特化されているわけですが、今後の大きな全体の見直しの中ではぜひこういった環境汚染物質、人工的な物質、特にプラスチックごみ問題などがこの中に織り込まれていくように要望いたしますけれども、ご見解をよろしくお願いします。

○議長（猪狩一郎君） 柏木参事。

○企画環境課参事（柏木邦子君） ただいまの高木議員のご質問にお答えをしたいと思います。

今回改正に当たってパブリックコメント実施した差異にも、今議員がおっしゃったようなご意見というものは頂戴しております。まさにそこは環境基本条例の課題といいますか、定期的な見直しをしていかなければならないと。特に分野別の基本条例ということですので、そこについては非常に重く受け止めております。それで、今回の改正の中も附則の中にいわゆる見直し規定というものを新たに入れてございます。定期的に5年ぐらいをめぐりに点検を行いまして、やはり社会情勢の変化ですとか、今おっしゃったようなプラスチックごみ問題のような新たな環境問題に対応していくといったような見直しもこの見直し規定に沿った形で今後条例のチェックをされていくということ必要というふうに考えておりまして、そんなものを入れてございます。それで、具体の今後の条例の取扱いなのですが、来年度環境基本計画の評価の作業が令和3年度予定してございます。その中でまずは基本計画についてきちんと評価をしていった中で、その問題点も洗い出しをした上で、環境基本計画はその後期間の終了まで2年間ありますので、基本計画の見直しを進めていく中で条例についても今おっしゃったような項目、どこまで入れるのが適切なのか、あるいは新たな問題等々も発生してくる可能性もありますので、そういったものも見極めながら2か年かけて基本計画の見直しと併せて条例のほうも必要な改正に向けて検討していくということで予定をしておりますので、ご理解を賜ればと思います。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） ありがとうございます。私が思いますのは、この環境汚染物質、特にプラスチックごみ関係につきましては極めて身近な分かりやすい、自分たちの生活と行動によってかなり影響が出てくる、そういう内容でありますので、ぜひ次の見直しの際に十分議論の場ができますようにお願いしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） プラスチック問題含めて、執行方針の中でプラスチックフリー社会を目指すということを言っておりますので、これまでの環境基本計画づくり、あるいは環境基本条例もどちらかというと住民の皆さんの様々な活動の成果としてうちは条例規定というふうに進んでお

りますので、今地域の中でもこういった問題に危機感持っておられる方もたくさんおられますので、できるだけそういう住民の主体的な行動を行政としても積極的に応援する中からニセコに合ったプラスチックフリー社会、あるいは環境ホルモンを含めて、そういったダイオキシン類にどう対応するかということも規定していければいいなと思っていますので、よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第11号 ニセコ町環境基本条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第12号

○議長（猪狩一郎君） 日程第15、議案第12号 ニセコ町営住宅条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第12号 ニセコ町営住宅条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第13号

○議長(猪狩一郎君) 日程第16、議案第13号 ニセコ町景観条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

高木議員。

○8番(高木直良君) 今回の景観条例の一部を改正する条例案につきまして、私としては非常にこの間のいろいろな実際の景観条例に基づく地域での説明会、事業者による説明会、それらを踏まえた具体的な、現実的な改正だというふうに評価いたします。ただ、この間も何回か地元で開発事業者による地元説明会が行われております。その中で感じますのは、やはり実際の説明者と事業者、つまり資本を出している、場合によっては海外に居住、活動拠点を置いて、本社機能があると。そういう会社が実際にはお金を出して、計画をして、日本の企業、支社をつくって、実際の設計、施工、これは日本の企業がやるわけですけれども、そういった中での説明会の場に、今のコロナ事情もあって、海外から直接来るということはできないのですけれども、例えばリモートで説明会の場に参加し、直接住民の声を聴取するというようなことも必要かと思いました。現にそういった形でやった場面もございました。しかし、なかなかその間に、当然外国語ですので、うまく伝わっていない部分もあるかと思えます。それから、何回かのそういった説明会を通じて感じることは、やはり実際に説明している内容と実際に例えば本国で事業による物件の売買、これについても日本での許認可とは別に本国では販売を開始しているというような事例がありました。そういったことも含めて、これはなかなか大変なことなのですが、やっぱり行政としてその辺の情報をうまく捉えて、そういったことが起きないように、できるだけ開発の初期の段階から地元へ情報が伝わるような、そういう工夫がさらに必要かと思えます。今回の改正についてはもちろん前進している面がたくさんありますので、賛成いたしますけれども、今後もそういう課題があるということを実態を踏まえながらぜひご努力いただきたいということを要望いたします。それに関してご所見を伺います。

○議長(猪狩一郎君) 高瀬課長。

○建設課長(高瀬達矢君) ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

今回の景観条例につきましては、議員承知のとおり、これまでのいろいろなご意見等を踏まえて、まず早々にできるものを整理しようということで、昨年来審議会から3回ほど審議させていただいて、まとめたものを今回の議会に提案させていただいているところでございます。議員ご心配されている海外の資本等々でかなりニセコの開発は進んでいるということは私も承知しております。また、説明と実際の施工について若干の違いがあるのではないかという疑念を持たれている町民もた

くさんおられるということも承知しております。今回の改正で一つの我々の思いとして、事業主の、氏名の公表を最終的にやっているのですけれども、そこに今回コンサルタント、設計です。それから、工事をする施工者、この2つをキーワードに条例のほうにしっかりと明文化させていただきました。これによって、ほとんどの今の開発ですと日本のコンサルだとか施工事業者が入っていきま。この方々についてもニセコ町の思いが通じないような開発計画であればうまくないということで、氏名を公表させていただくというような内容になっているかと思えます。これについては、かなりこの辺の開発については有効かなというふうに思っています。これまでは事業主が不在、なかなか説明会までに来れない、海外からもありますし、事業主の思いなのでとか、事業主の資金繰り計画が入っていて、簡単に変更ができないのですかというのがコンサルタントの大体の説明でございましたけれども、事業主さんだけでなく、今回はコンサルさん、それから施工する建築屋さん等も入ってきますので、相当ニセコ町の町民の意見が反映されていくのではないかなというふうに期待をしているところでございます。少しこれを念頭に入れて、今既にコンサル、新しいやつにはそういう話をさせていただいて、かなり設計会社も慎重に対応しなければならないということを実際にうちの担当係長にもお話をされているようですので、期待していきなというふうに思っております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） よろしいですか。

○町長（片山健也君） ただいまの高木議員の考え方というか、それは私も全く同じ考えでありますけれども、私どももまだ説明足りないなと正直思っているのは、日本の法律で民法上土地使用自由の原則という大原則あります。憲法で保障された財産権です。それを町の条例で規制することは基本的にできないというような大きなハードルがあって、私どもで今つくっている条例って本当にぎりぎり、裁判で争ったときにどうなるかという線を実はいっているというふうに思います。我々自治体にとって衝撃だったのは、国立市の景観条例が裁判によって負けていると。国立市が高さ制限もやりました。きちっと説明したにもかかわらず裁判で負け、しかも損害賠償義務まで自治体が負ってしまう。つまり財産権というのは、日本の法律上は相当今保障されている実態にあると。その中で自治体がやる限界があるということをご承知おき、一つ、我々ももっとPRする必要があるというふうに考えたのと、それから今、日本はTPP結んでおります。企業が正当な開発行為に対して国内の法律が民間を規制するものについては、基本的に投資家のほうが有利というのがISDS条項です。それは日本の政府、批准をしております。したがって、もし、例えば水道水源の問題もあるのですが、こういうものを町単独で財産権を乗り越えるようなことを少しでもやると、それに対しては裁判で負けるだけでなく、全部損害賠償が負わされるというのが今回の貿易自由化のTPPの中身であります。したがって、そういうことも踏まえながら最終的には裁判で勝てるということをしつかりやっていきたいという中では、結構最大限のこと今やっているとしますので、ただ視点としてはよりニセコの環境守るような形では制度設計していきたいというふうに考えておりますので、ぜひともよろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 今財産権が非常に日本では強いということで、それは憲法との関わりもあるというお話でした。しかし、憲法においても公共の福祉というものについて配慮するということが同時に書かれているわけです。それから、80年代のバブル時代、物すごい土地高騰、これを何とかしなければいけないと非常に異常な事態が生じたわけです。それに対してやはり抑制していくという意味で土地基本法が成立しております。この土地基本法は、まず全面に出しているのは公共の福祉です。ですから、財産権は確かに強いのですけれども、同時に公共の福祉ということがやっぱり一緒に考えられなければいけないという、今そういう時代だというふうに思います。それから、都市計画法における考え方においてもいわゆる線引き、そういったやり方だけで済むのか。土地そのものは、有島武郎なんかも言っていたとおり、これは誰のものでもないというのは本来の自然のもの、そこから由来しているわけです。ですから、財産権についても最近はコモンズという考え方、共有、仮に土地、今の法律上の所有者であっても本来ベースにあるのはコモンズ、公共性、土地や水や空気、そういったものは自然の共有すべきものであるという考え方が今法律家の間にも広がってきている。所有権の在り方について見直しがやはり学問の世界では広がってきています。そういう中で、やはり学問だけではなくて、現実には起きているものとのすり合わせをすべきではないかと思っています。ですから、確かに国立市の当時の上原さんという女性市長は後から裁判に負けています。賠償責任を負ってしまっているということはあるのですけれども、そういったこともありますけれども、仮に裁判が起きた場合でもやはりきちっと主張すべきことは主張して闘うということが起きてこない、昨日つい最近の同性婚の問題も裁判で難しい、難しいと言われながらも勝ちました。そういった時代に入ってきていると思いますので、ぜひとも景観条例の、先ほど高瀬課長からの補足がございましたように、今後とも努力を続けていくということは必要だと思いますので、ぜひそういう方向での引き続きのご努力をよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第13号 ニセコ町景観条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時41分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第17 議案第14号

○議長（猪狩一郎君） 日程第17、議案第14号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第14号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第15号

○議長（猪狩一郎君） 日程第18、議案第15号 令和2年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第15号 令和2年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第16号から日程第24 議案第21号

○議長(猪狩一郎君) この際、日程第19、議案第16号 令和3年度ニセコ町一般会計予算の件から日程第24、議案第21号 令和3年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計予算までの件6件を一括議題とします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

浜本予算特別委員長。

○予算特別委員長(浜本和彦君) それでは、予算特別委員会の審査結果を報告します。

本定例会において当予算特別委員会に付託されました議案第16号 令和3年度ニセコ町一般会計予算から議案第21号 令和3年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計予算までの6件については、3月16日及び17日、町長をはじめ説明員の出席を求め、慎重に審査しました。本委員会は全議員で構成されていることから、審査の概要と結果については簡潔に報告いたします。

一般会計の質疑では、ニセコ町の新たな活路としての地域資源活用に向けた調査、実証業務や観光に関する各種の振興事業のほか、多くの事業で質疑が行われました。いずれも事業実施に当たっては十分に検討の上、進めていくことが確認できました。

起立採決の結果、一般会計及び5特別会計の全てを全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で予算特別委員会の報告を終わります。

○議長(猪狩一郎君) 報告が終わりました。

ただいまの予算特別委員長の報告に対する質疑については、議員全員によって構成された予算特別委員会において審査されましたので、省略します。また、討論についても同様につき、省略します。

これより議案第16号 令和3年度ニセコ町一般会計予算の件を起立により採決します。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第17号 令和3年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第18号 令和3年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第19号 令和3年度ニセコ町簡易水道事業特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第20号 令和3年度ニセコ町公共下水道事業特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第21号 令和3年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第22号から日程第26 議案第23号

○議長（猪狩一郎君） 日程第25、議案第22号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算及び日程第26、議案第23号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算の件の2件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それではまず、日程第25、議案第22号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をさせていただきます。

第2回ニセコ町議会定例会議案（追加）と書いた厚いほうの資料をご用意いただきたいと思えます。そちらの1ページになります。議案第22号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和2年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億4,983万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月18日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が2ページ、歳出を3ページに掲載してございます。

続きまして、4ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書、総括の歳入でございます。次に、5ページをお開きください。一番下の歳出合計、今回の補正額100万円につきましては、その財源は全て国、道支出金ということでございます。

7ページ、歳出から説明をさせていただきます。7ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、これのまず下段の18節から、負担金補助及び交付金の北海道自治体情報システム協議会負担金、こちらを御覧ください。182万5,000円の計上でございます。この負担金は、新型コロナワクチンの接種券の随時発行などを行うため既に本町でも活用しております健康カルテという既存のシステムを改修すること、それからもう一つはこの健康カルテと内閣官房が整備するワクチン接種記録システム、これを連動する、そのためシステム改修費を補正するものでございます。システムの改修先である本町も参画する北海道自治体情報システム協議会、こちらに支払う負担金ということで計上させていただいているところでございます。この182万5,000円の内訳として、まず健康カルテの改修に82万5,000円、国のシステムとの連携に100万円という、合わせて182万5,000円の計上となります。続きまして、その1つ上、12節委託料の新型コロナワクチンシステム改修業務委託料82万5,000円の減額ですが、これは先週ご承認いただき、既に予算化しております健康カルテシステムの改修に係る費用82万5,000円をただいまご説明した18節に組み替えるための減額補正ということでございます。この予算は、これまで国の指示によりまして委託料以外での計上ができないということでございましたが、国の補助金の交付要綱が改正されまして、負担金による支出が認められたということから、我々支出元としてふさわしい予算科目である負担金、こちらに予

算の組替えを行うものということでございます。それによりまして82万5,000円の減額ということでございます。

続きまして、1つ上の6ページをお開きください。歳入の部分でございます。15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金、こちらの新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金100万円の計上でございます。内閣官房のワクチン接種記録システムとデータ連動するためのシステム改修ということから、厚生労働省から令和2年度予算での交付申請を行うよう指示があったということから、財源となる補正を今回増額補正するというものでございます。

なお、本補正予算の各会計総括表及び歳入歳出の内訳、それから補正予算の枠組みということについては、後ほど御覧いただくということでお願いを申し上げたいのですが、別冊の補正予算資料ナンバー3にまとめてございますので、後ほど御覧いただきたく存じます。よろしく願いいたします。

議案の第22号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第26、議案第23号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

同じ資料の9ページを御覧いただきたく存じます。議案第23号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和3年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,702万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億4,702万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月18日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きいただきしたいと思います。10ページになります。第1表、歳入歳出予算補正、これが10ページということです。歳出を11ページに載せてございます。

続きまして、その次の12ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、総括の歳入が12ページでございます。次のページが、13ページ、これが歳出ということでございますが、一番下の歳出合計、今回の補正額3,702万円の増ということですが、この財源内訳については全て国、道支出金ということでございます。

まず、15ページからご説明をさせていただきます。歳出でございます。15ページでございます。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、これのまず補正総額ですが、先ほど申し上げました3,702万円ということの計上でございます。

次に、まず別冊の補正予算資料ナンバー4をご用意いただきしたいと思います。左上に補正予算資料と書いたナンバー4でございます。これをおめくりいただきまして、1ページの上でございますが、この1ページの上段を御覧ください。こちらに補正の概略を文章でまとめてございます。ちょ

っとこれを説明をさせていただきたいと思います。まず、この補正は新型コロナウイルスワクチンの接種について、接種に必要な令和3年9月まで、6か月間ということですが、これを想定経費として補正するというものでございます。接種開始は、ワクチンが本町に到着した段階で接種開始の案内通知を個別に行い、コールセンターへの電話、インターネットでの予約受付を開始するというところでございます。主な経費としては、接種業務として予定しているニセコ医院の医師、看護師の休診日対応に伴う謝礼、それから64歳以下の接種券、予診票の作成及び発送、予約受付や相談対応のコールセンター運営経費、ワクチン接種業務委託料、超低温冷凍庫用の無停電電源装置、それから発動機、ニセコ医院で使用するタブレットパソコンの購入、これなどの補正ということでご計上しているということでございます。

なお、2月19日にシミックホールディングス株式会社と包括連携協定を締結したサポートの一環といたしまして、蘭越町と共同でコールセンターを設置するほか、同社から接種記録管理システムの提供について支援をいただいているというところでございます。

それから、各項目の補正内容について6か月間を基準に積算をしたということにつきましては、国からの指示によるものでございまして、必要に応じて今後さらに補正を上程させていただく場合も想定をしておりますということでございます。

では、改めまして議案にお戻りいただきまして、15ページでございます。4款衛生費からです。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、1節の報酬、こちらの予防接種健康被害調査委員報酬4万8,000円、これについては法律により、もともと当該健康被害調査委員会は本町に設置しております。でございますが、今回の接種に際し委員の4人分の報酬を改めて計上したというものでございます。その下、会計年度任用職員報酬73万1,000円、これにつきましては既存の保健師の報酬への充当、または新たに臨時的に採用する保健師に対し週3日程度6か月間勤務する報酬を計上いたしました。その下、職員の時間外手当67万5,000円の計上ということでございます。その下、7節の新型コロナウイルスワクチン接種協力謝礼369万9,000円、内訳として205万円がニセコ医院医師への謝礼でございます。9月末までの6か月間に41日間ありますニセコ医院の休診日、こちらにワクチンの接種対応いただくと。この休診日に接種対応いただくということ、その際の謝礼ということでございます。それから、内訳の2つ目ですが、123万円を計上してございます。この123万円がニセコ医院看護師等への謝礼でございます。これが2人分の計上ということ。内訳の最後、41万9,000円、これは必要に応じ事務をサポートする従事者1名についての謝礼ということで、合わせて369万9,000円の計上ということ。その下、8節の費用弁償8万6,000円、これは通勤手当でございまして、既存または臨時的に採用する保健師の通勤手当に充当するというところで補正しております。その下、10節需用費の消耗品109万7,000円ですが、ワクチン接種に関連し、ニセコ医院及び役場で使用する消耗品の予算です。主なものにつきましては接種用の手袋ですとか、それから手、指の消毒液、救急蘇生器具、冷蔵ワクチン輸送用クーラーボックス、コピー用紙、ガソリン携行缶、アクリルパーティションなどの計上ということになってございます。その下、燃料費5,000円は発電機のガソリン代で、ニセコ医院停電時にワクチン保管用冷凍庫の電源を確保するというための補正でございます。その下、印刷製本費の23万3,000円、これにつきましてはワクチン接種予診票等の送付用封筒、それから

ワクチン接種案内啓発チラシの印刷ということです。その下、医薬材料費の11万円、これはワクチンの副反応に備えた緊急医薬品の購入費用ということで計上しております。その下、11節の役務費の通信運搬費の54万7,000円、こちらについては内訳ですが、まず41万4,000円が各種個別通知のための郵送料でございます。ワクチン接種対象者への接種日などをお知らせするというところでございます。内訳の2つ目として、購入するパソコンの通信料12万円でございます。ニセコ医院と国、またはニセコ町役場と国の間で各種通信ができるように整備をいたします。最後の内訳ですが、ワクチン保管用冷凍庫の電源が落ちた場合に役場担当者にその旨を知らせる無停電電源装置の通信料1万3,000円を盛り込み、合わせて54万7,000円の計上となっております。その下、手数料、これは予防接種の啓発チラシの新聞折り込み料です。その下、管理手数料30万円でございますが、ニセコ医院へ支払う手数料でございます。ワクチンの保存用冷凍庫、それから無停電電源装置、それから発電機、これらの作動確認など、事故なくこれらの機器を保管、それから運用いただくための手数料ということで6か月分を計上しているということでございます。その下、新型コロナワクチン接種請求事務取扱手数料18万円、これにつきましては札幌、東京など事実上遠隔に住む町民の接種費用をニセコ町に請求する事務の代行手数料ということでございます。医療費の請求などを取り扱う国民健康保険団体連合会というところに支払うという予定でございます。次のページ、16ページでございます。まず、一番上の委託料の新型コロナワクチン接種券作成業務委託料151万4,000円は、16歳から64歳の対象者に送る接種券の作成、それから郵送に係る委託料ということでございます。その下、コールセンター運營業務委託料399万3,000円、こちらにつきましては、蘭越町と共同設置するコールセンターで、ワクチン接種全般に関わる相談や予約を受け付けるというものでございます。包括連携協定を結んだシミックホールディングス株式会社に委託をするという予定でございます。なお、このコールセンターは国の指示により設置を義務づけられているというものでございます。その下、新型コロナワクチン接種業務委託料1,964万2,000円、こちらにつきましては接種の対象者が100%接種した場合の予算を計上しております。ニセコ医院への委託となります。厚生労働省から指示のあった16歳以上の対象者、本町でいいますと4,313人掛ける1人当たり2,070円掛ける2回分掛ける消費税ということで積算をしております。その下、廃棄物処理委託料ということで、これは3万円の計上、その下、公共施設、駐車場等交通整理業務委託料ということで69万7,000円を計上しております。これは、ワクチンの接種日であります毎週木曜日、それから土曜日、いわゆる休診日のときということでございますが、この木曜日と土曜日におけるニセコ医院の駐車場警備の費用ということでございます。それから、その下、13節使用料及び賃借料の複写機使用料4万3,000円は、事務費としての計上でございます。その下、接種予約システム使用料88万円、これにつきましてはワクチン接種対象者がウェブ上で接種日を予約できるシステム、その使用料でございます。ただし、高齢者など電話申込みの場合につきましてはコールセンター、それから役場がこのシステムを活用して本人に代わり予約するということになるかと存じます。その下、ワクチン接種管理システムの使用料57万2,000円、こちらはシミックホールディングスのシステムを活用する予定でございます。ワクチンの誤った接種を防いだり、履歴を管理するというためのものでございます。その下、17節の一般備品166万1,000円は、内訳といたしましてまず143万円が無停電電源装置の購入費

用ということでございます。停電時でもワクチン保管用冷凍庫に通電をするための大きな電池のような機能を備えた装置でございます。内訳の2つ目、23万1,000円の発動発電機の購入でございます。無停電電源装置が10時間程度稼働するというところでございますが、10時間を超える長い停電に備えて購入するというものでございます。最後に、その下、コンピューター機器備品26万円ですが、接種会場、いわゆるニセコ医院で使用するタブレット型のパソコン2台を購入するというような予算計上でございます。

16ページの説明は以上でございます。

続いて、18ページから、それから21ページにかけては、先ほどご説明した接種健康被害調査委員報酬、時間外勤務手当、会計年度任用職員報酬を増額補正したため内容の変更を行っております。こちらについては、21ページまで後ほど御覧いただきたく存じます。

続きまして、歳入について説明をいたします。14ページをお開きいただきたいと思います。14ページの歳入、15款からということですが、15款国庫支出金、1項国庫負担金、3目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費国庫負担金のまず新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金1,964万2,000円、こちらについてはニセコ医院で予定している新型コロナウイルスワクチン接種業務の予防接種及び予診、これに対して財源となる国庫負担金を補正するものでございます。なお、積算については16歳以上、2回分の接種費用ということで見込んでございます。

その下、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金、こちらの新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金1,737万8,000円、こちらの計上はただいまご説明した国の負担として行う経費以外の費用について国からの補助金として計上するというものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、議事の都合により午前11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時24分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第22号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。質疑ありませんか。

高木議員。

○8番（高木直良君） 2点ほどお聞きいたします。

ご説明の中でいろいろ発電機等の購入費、使用料などの説明がございました。私として、ちょっと説明の中であれば……

○議長（猪狩一郎君） 高木さん。

（「違うわ。今22号だ」の声あり）

(「22だから、令和2年度分」の声あり)

○8番(高木直良君) ごめんなさい。

○議長(猪狩一郎君) 篠原議員。

○1番(篠原正男君) 7ページの歳出に関してなのですが、この後も令和3年度における補正予算にも若干関連いたすのですが、ニセコ町におけるコロナワクチンの接種に関わる事務の進捗ですとか、また全体的にこのような姿になるというようなものがなかなか見えてこない。特に今回2月でしょうか、新聞報道によりますと担当係を新たに設置されたと伺っておりますが、この係の業務の内容と申しますか、周知、それからワクチン接種に関わる業務全般というようなことだと思うのですが、既存の保健福祉課の職員との業務の内容の分担をどのように考えられているのかというあたりについてご説明いただければというふうに思います。

○議長(猪狩一郎君) 桜井課長。

○保健福祉課長(桜井幸則君) ご質問いただきありがとうございます。ただいまの質問、お答えしたいと思います。

まず、新しい係の業務内容につきましては、今回の新型コロナワクチン接種業務等に特化した業務をしていただいているということで、実態といたしましては他の課の職員との兼務発令となっております。現在の保健福祉課内での既存との係のすみ分けでございますけれども、具体的には健康づくり係が感染予防等に関する業務全般を担当してございますが、その中のコロナに関する部分を新たな係の者が担当するというようなすみ分けとなっておりますのでございます。

以上です。

○議長(猪狩一郎君) 篠原議員。

○1番(篠原正男君) 再度お伺いいたしますが、健康づくり係の職員と兼務するような形での仕事の役割分担と申しますか、それはないと。あくまでも新たに新設した係がこの接種業務に関わって全てを行っていくというふうな説明のように私は伺いましたが、再度お伺いしたいと思います。

それから、前段に申し上げましたとおりコロナ接種に関わって町民も相当関心があるのかなというふうに思っております。ただいかにせん恐らく町も国や道からの情報がない中で暗中模索のような状態が今進んでいるのかなというふうに思いますが、その中でも早く全体像を明らかにして、町民に安心して接種していただくような方向づけを早急にやっぱり進めるべきだろうというふうに思うのですが、その点についても併せてお伺いいたします。

○議長(猪狩一郎君) 桜井課長。

○保健福祉課長(桜井幸則君) ただいまの質問、お答えしたいと思います。

新たにできました感染症係のほうにつきましては、先ほど申し上げたとおり、新型コロナウイルスワクチン接種に特化した業務ということで、既存の健康づくり係の職員についてもこの新型コロナワクチン接種に関する業務の一部を当然担っているというような状況でございます。

それと、もう一点、全体像、方向性、これを住民のほうに示すべきというようなことございまして、私も全くそのとおりだと、早くお示しできたらいいなというふうに思っているのですが、いかにせん報道にあるとおり、大臣発言も予定とか見込みとかというところが続いてござい

まして、今現在町として想定はしているものはあるものの、きちんとしたいつから接種できるのかというのをまだ周知できる段階にはないというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 発令の関係を少し補足させていただきたいと思います。

予算の中でもご説明しているところでシステム、システムという話が大分出てくるのでございますが、国の準備というのなかなか整わない中で、今課長からも話あったように、五月雨式にいろんな情報が流れてくるということで、それをいろいろ確認しながら全体像としてどういう受け止め方をするか、システム上どういう問題があるかということも含めてきちっとしておかないと、後から後戻りできないような状況になってしまうということもありまして、それで役所の情報担当の部分を兼務発令ということで係長の兼務発令をして、接種に関するシステムの側面から全体像を把握し、穴埋めをしていくというようなことの作業を今しているところということでございます。

それから、保健師がそれまでの間、現在もそうなのですが、一生懸命業務に当たっていただいているのですが、内部的に休暇に入っている者もちょっとおるものですから、それらのものでまた人員が不足しているというところもあって、今回の人事によってそれらを補うというような形でさせていただいた人事ということでございます。それは、一応補足としてご説明申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） すみません。ちょっと補足で、先ほど説明漏れがありました。

方向性という体制の中で実際に3月の23日をめぐりに高齢者、65歳以上の方の接種券のほうの発送作業は補正予算で組んでいるとおりする予定となっております。その中で、実際の受診日などもまだ特定はできておりませんので、まずは券をお送りさせていただきますと。具体的に日程だとかが決まったら、それはまた改めてご案内しますというチラシですか、は同封する予定となっております。あわせて、町のホームページ、それからラジオニセコ等で今後具体的に決まりましたらまた改めて情報のほうお知らせしますという旨の周知を行う予定としております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第22号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第23号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。質疑ありませんか。

高木議員。

○8番(高木直良君) 先ほど失礼しました。今回のワクチン接種のために送られてくるワクチンそのものの保管が大変難しいといえますか、設備が必要です。それで、先ほどの説明の中に超低温冷凍庫ということが出てきますけれども、冷凍庫用の発電装置などについては触れて説明がありましたけれども、この冷凍庫そのもの、本体そのものがどのようにこの予算の中に含まれているものなのか、あるいは別扱いなのかについて1点お聞きします。

それから、2点目は実際にワクチンを打つ対象者の中で例えば住所はそのまま残っているけれども、家族の方でほかの地域に実際は暮らしている方、あるいは施設等に離れて暮らしている方などがいらっしゃると思います。そのほかに住所は持っていないけれども、ニセコ町に在住している例えば外国人の方とか、いろんな方がいらっしゃいます。それらへの対応についてどのように考えていらっしゃるか。

それから、やはり高齢者の中には会場まで、ニセコ医院まで来るための足の確保という問題もございます。それらの対応についていろいろ検討はされていると思いますけれども、現段階で分かる範囲でご説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(猪狩一郎君) 桜井課長。

○保健福祉課長(桜井幸則君) ただいまの質問、お答えいたします。

冷凍庫につきましては、国の予算において国が購入して、国が配付するとなっております。現在のところニセコ町には明日の午前中に1台配付されるという予定となっております。

それと、対象者の件につきまして、住所はニセコ町にあって、実態が札幌、東京、地方にいる方につきましては、実際に居住している場所での接種という作業になります。それに対する接種委託料はニセコ町が支払うことになるので、その部分について先ほど予算のほうでもありました国保連を通して請求があるというものでございます。また、逆につきましては、要するにほかの町に住民票があって、ニセコ町に住んでいる方につきましては役場のほうにお越しいただいて、住所のあるところから接種券を送られてきておりますので、その接種券をうちの役場に持ってきていただいて、うちのほうでニセコ町のワクチンで接種できるというような確認をした上でニセコ町での接種が可能というような形となっております。

それと、高齢者の足の確保につきましては内部でも検討はしているところですが、現在の

ところ具体的にいい案がちょっと出てこないような状況ですので、引き続き検討のほうはしていきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第23号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第27 令和2年発議第11号

○議長（猪狩一郎君） 日程第27、令和2年発議第11号 日本政府に核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書案の件を議題とします。

本件に関し総務常任委員会の報告を求めます。

篠原総務常任委員長。

○総務常任委員長（篠原正男君） それでは、令和2年12月の第11回ニセコ町議会定例会において本委員会に付託され、継続審査となっておりました発議第11号 日本政府に核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書案につきましては、3月1日及び2日、全委員出席の下、総務常任委員会を開催し、慎重審議した結果、別紙報告書のとおり表題も含め修正議決すべきものと決定しましたので、報告いたします。

修正案に至った経緯とその理由ですが、昨年12月に開催した総務常任委員会で継続審査と決めた際に総務常任委員会として結論を出すにしても、核兵器禁止条約が令和3年1月22日に発効することが分かっておりました。核兵器禁止条約の批准が主眼なのか、あるいはその先にある核兵器廃絶を求めるのかという大変重要な考えの下、委員会以外の議員の意見もぜひ聞いて、慎重審議を行いたいとの意見がありました。そこで、本年2月19日、全員協議会を開催し、意見交換を行い、その中で一定の方向を見いだすことができました。それは、核兵器の廃絶を求めるために日本国ができ

る役割を進めてもらいたいというものであります。唯一の戦争被爆国である日本国民は、核兵器使用の恐ろしさ、悲惨さなどの教育を受け、核兵器のない世界の実現を求める気持ちは同じであることは疑うことはありません。しかし、現時点で核兵器禁止条約には世界の核兵器保有国は一つも参加していないこと、核保有国との関係性などから日本が同条約を批准するまでには相当な努力と時間を要することが想像されます。私たちニセコ町議会が真に求めることは、核兵器の廃絶であります。そのためには条約の比準にとらわれず、唯一の戦争被爆国である日本という立場で核保有国と条約締結国のかけ橋として平和協議や核廃絶協議を進めることを強く求めるべきであるとの結論に至りました。表題も含め修正案を提出することとなりました。このような経緯と提案理由でございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 報告が終わりました。

これより令和2年発議第11号の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

斉藤うめ子議員。

○5番（斉藤うめ子君） 2017年7月7日、国連において核兵器禁止条約が122か国の賛成で採択されてから3年3か月、2020年10月24日、批准した国は50か国に達し、今年1月22日、核兵器禁止条約が発効しました。1945年8月、広島、長崎に1発の原子爆弾が投下されてから75年、被爆者たちの悲願と世界中の核兵器廃絶を求める人々の願いを実現するために今新たな一歩が始まりました。日本はこの条約にまだ署名、批准しておりませんが、唯一の核兵器による戦争被爆国として核兵器のない平和な世界の実現に向けて積極的なリーダーシップが求められています。国内では、政府に核兵器禁止条約の署名と批准を求める自治体が2月現在531となり、約30%になっています。アメリカ国内でも若い世代の70%以上が核兵器に反対しています。首都ワシントン特別区やカリフォルニア州議会、ニュージャージー州議会、ボルティモア市議会など相次いで核兵器禁止条約が決議されています。日本と同様に核の傘の下にいるNATO、北大西洋条約機構加盟国であるオランダやベルギーをはじめ、加盟国の中から核兵器禁止条約に前向きな姿勢を宣言し始めています。また、スイス、スウェーデンでも核兵器禁止条約により核軍縮へ向けて積極的な動きがあります。ニセコ町議会には、一人として核兵器に賛成する議員はおりません。しかし、日本はアメリカの核の傘の下で敵の攻撃を未然に防ぐ核抑止論に守られているとして、核兵器禁止条約には賛成できないとしています。ここで最も危険なことは、核兵器は絶対になくならないと思込むことです。政府は容易

に動くことができなくても市町村議会などの小さな地方議会から意見書を出して、住民の声を届けていくことが大事なことを考えています。条約発効から1年以内に第1回締約国会議を開催すると規定されています。日本政府がオブザーバーとしてこの締約国会議に参加し、被爆国の役目として核兵器をどうすればなくすることができるのか、核保有国と批准国との間の橋渡し役としての責任を十分に果たせるように積極的かつ建設的な議論を進めることを強く要望し、賛成討論といたします。

○議長（猪狩一郎君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより令和2年発議第11号 日本政府に核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書案の件を採決します。

本件は、委員長報告のとおり修正して議決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり修正して議決することに決しました。

◎日程第28 発議第2号

○議長（猪狩一郎君） 日程第28、発議第2号 ニセコ町議会会議規則の一部を改正する規則の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

篠原正男君。

○1番（篠原正男君） それでは、提案説明をいたします。

お手元の先ほど来の発議第11号の次に発議第2号がとじられていると思いますが、お聞き願いたいと思います。発議第2号 ニセコ町議会会議規則の一部を改正する規則。

ニセコ町議会会議規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

令和3年3月18日提出、提出者はニセコ町議会、篠原正男ほか4名であります。

まず、提案理由を御覧いただきたいと思います。提案理由を読み上げたいと思います。議員活動と家庭生活との両立をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として出産、育児、介護など議員として活動するに当たって諸要因に配慮するため議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前、産後の欠席期間を規定いたします。また、近年の町議会の運営上、会議時間延長の動議が多い状況を鑑み、会議の終了時間を午後5時までに改

めるものであります。さらに、請願者の利便性の向上を図るため会議への請願手続について請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名、押印に改めるものであります。

以上、3点の改正であります。

補足いたしますと、ニセコ町議会会議規則はニセコ町議会が行う諸会議の招集や運営等を規制しており、今回の改正の目的は、先ほど申しましたとおり、1点目は、議員活動と家庭生活との両立支援をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備を進めること、そのことで町村議会における議員の成り手不足という課題の解決に資することといたします。2点目は、議会の会議運営をよりスムーズに行うことといたします。3点目は、国の規制改革実施計画等に基づく押印義務の見直しに応ずることとしております。本改正によって議会のさらなる活性化に資することを目指す内容となっております。

提案理由は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発議第2号 ニセコ町議会会議規則の一部を改正する規則の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第29 議員派遣の件について

○議長（猪狩一郎君） 日程第29、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決しました。

◎日程第30 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（猪狩一郎君） 日程第30、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題とします。

議会運営委員長から、お手元に配付したとおり会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎日程第31 閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長（猪狩一郎君） 日程第31、閉会中の所管事務調査の申し出についての件を議題とします。

総務及び産業建設常任委員長より、お手元に配付したとおり会議規則第72条第1項の規定により閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りします。各常任委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査に付することに決しました。

◎日程第32 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（猪狩一郎君） 日程第32、閉会中の継続審査の申し出についての件を議題とします。

産業建設常任委員長より、お手元に配付したとおり会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。産業建設常任委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（猪狩一郎君） 以上をもって今期定例会の会議に付議されました事件は全て議了しました。

これにて令和3年第2回ニセコ町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時53分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 猪 狩 一 郎 (自 署)

署 名 議 員 高 瀬 浩 樹 (自 署)

署 名 議 員 榑 原 龍 弥 (自 署)